

広島県告示第797号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和元年10月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区大井一丁目35番3号 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山 泰樹
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市宮島口西一丁目3141番6・3141番17・362-7 グランヴィリオホテル宮島口

2 申請の内容

66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設2基及び66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設13基を設置するとともに、66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設1基及び66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基を変更する。また、66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設17基を廃止する。さらに、排水口1基を設置するとともに、排水口2基を廃止する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	66の3-ロ 旅館業の用に供する洗濯施設 (洗濯施設6, 7) (同型2台分)	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (ユニットバス187~199) (同型13台分)
能	力	6.0 kg/台	容量122L 客室定員4名
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後12ヶ月後	着手後12ヶ月後
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	完成後直ちに

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		15時～24時, 9時間/日 (季節的変動なし)		15時～24時, 9時間/日 (季節的変動なし)		
		通常	最大	通常	最大	
使用 の 方 法	排出される汚水等	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	140	140	175	175
		化学的酸素要求量	160	160	140	140
		浮遊物質質量	250	250	230	230
		窒素含有量	50	50	45	45
		燐含有量	2	2	5	5
	大腸菌群数 (単位: 個/cm ³)	5,000	5,000	5,000	5,000	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	1.4	1.7	1.96	2.47	
汚水等の排出先	合併処理浄化槽		合併処理浄化槽			

(その2) 変更

		変更前	変更後
種	類	66の3-イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 (ちゅう房施設)	
能	力	606食/日 (ちゅう房面積83.24m ² , バイキング面積18.03m ²)	606食/日 (ちゅう房面積110.37m ² , バイキング面積26.42m ² , 2Fちゅう房面積14.07m ²)
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後12ヶ月後
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(その3) 変更

		変更前	変更後
種	類	66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (男子大浴場)	

	能 力	浴槽容量28.45m ³ (浴槽数4)	浴槽容量28.45m ³ (浴槽数3)
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後12ヶ月後
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(その4) 変更

		変更前	変更後
種 類		66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (女子大浴場)	
能 力		浴槽容量17.4m ³ (浴槽数4)	浴槽容量17.4m ³ (浴槽数3)
工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	着手後12ヶ月後
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(その5) 66の3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設17基の廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1) No. 4排水口 (雨水専用排水口) の設置

(その2) No. 2, No. 3排水口 (雨水専用排水口) の廃止

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年10月24日から令和元年11月14日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課